別表

○一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準

違反行為		基準日車等	
適用条項	事項	初違反	再違反
道路運送法（以下「運送法」という。）第4条第1項	無許可経営	通達本文4.（1）②イ及び5.（1）③による	
運送法第9条第1項	運賃料金上限認可、運賃料金上限変更認可違反	20日車	40日車
運送法第9条第3項	上限認可範囲内運賃等事前届出、運賃等変更事前届出違反	20日車	40日車
運送法第9条第4項	関係者の合意による運賃等事前届出、運賃等変更事前届出	20日車	40日車
運送法第9条第5項	運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反	20日車	40日車
運送法第9条第6項	運賃料金の変更命令違反	60日車	通達本文5.（1）④イによる
運送法第10条	運賃又は料金の割戻しの禁止違反	20日車	40日車
運送法第11条第1項	運送約款の認可、運送約款の変更認可違反	20日車	40日車
運送法第12条第1項	運賃料金、運送約款の掲示義務違反	警告	10日車
運送法第12条第2項	運行系統、運行回数等の掲示義務違反	警告	10日車
運送法第12条第3項	運賃料金、運送約款等の変更掲示義務違反	警告	10日車
運送法第13条	運送引受義務違反	30日車	60日車
運送法第14条	運送の順序違反	10日車	20日車
運送法第15条第1項	事業計画の変更認可違反		
	1　路線又は営業区域	20日車	40日車
	2　車庫の位置及び収容能力	20日車	40日車
	3　「1」「2」以外	10日車	20日車
運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反		
	1　各営業所に配置する事業用自動車の数等	警告	10日車
	2　運行系統又は運送の区間	10日車	20日車
	3　発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間	10日車	20日車
運送法第15条第4項	事業計画の事後変更届出違反		
	1　停留所又は乗降地点の位置、停留所間又は乗降地点間のキロ程	10日車	20日車
	2　「1」以外	警告	10日車
運送法第15条の2第1項	路線の休廃止に係る事業計画事前変更届出違反	20日車	40日車
運送法第15条の2第5項	路線の休廃止に係る事業計画変更の日の繰り上げ事前届出違反	20日車	40日車
運送法第15条の2第6項	路線の休廃止に係る事業計画変更掲示義務違反	警告	10日車
運送法第15条の3第1～2項	運行計画の設定（変更）事前届出違反		
	1　運行系統	10日車	20日車
	2　地方運輸局長が指定する区域ごとに定める時間帯における運行系統ごとの運行回数並びに始終発の時刻（指定回数以下は運行時刻）	10日車	20日車
	3　運輸をする期間	10日車	20日車

運送法第15条の3第3項	軽微事項に係る運行計画変更の事後届出違反 1　変更後の運行回数が当該系統について指定範囲内の回数となる運行回数の変更 2　系統ごとの始終発時刻 3　変更後においても運行回数が当該系統について指定する回数以下となる系統ごとの運行時刻	 10日車 10日車 10日車	 20日車 20日車 20日車
運送法第16条第1項	事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあっては、事業計画及び運行計画）に定める業務の確保違反	運送法第15条第1項、第3項から第4項まで、第15条の3第1項から第3項までの基準日車等を適用する。	
運送法第16条第2項	事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあっては、事業計画及び運行計画）に定める業務の確保命令違反	60日車	通達本文5.（1）④ロによる
運送法第19条第1項	無認可の共同経営に関する協定の締結、協定内容の無認可変更	10日車	20日車
運送法第19条の2	協定の変更命令違反	60日車	通達本文5.（1）④ハによる
運送法第20条	営業区域外旅客運送	20日車×違反件数	40日車×違反件数
運送法第22条の2第1項	安全管理規程の設定・届出違反 1　未設定 2　届出に係るもの	 20日車 警告	 40日車 10日車
運送法第22条の2第2項	安全管理規程の必要事項設定違反（規定の内容不適切）	10日車	20日車
運送法第22条の2第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	通達本文5.（1）④ニによる
運送法第22条の2第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車
運送法第22条の2第5項	安全統括管理者の選任解任届出違反 1　選任又は解任の届出に係るもの 2　虚偽の届出に係るもの	 警告 40日車	 10日車 80日車
運送法第22条の2第6項	安全統括管理者の意見の尊重義務違反	10日車	20日車
運送法第22条の2第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	通達本文5.（1）④ホによる
運送法第23条第1項 旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の9第1項	運行管理者の選任違反 1　運行管理者数の不足 2　運行管理者選任なし	 20日車 通達本文4.（1）②ロ及び5.（1）③による	 40日車
運送法第23条第2項 運輸規則第47条の9第2項	統括運行管理者の選任義務違反	20日車	40日車
運送法第23条第3項	運行管理者の選任解任届出違反 1　選任又は解任の届出に係るもの 2　虚偽の届出に係るもの	 警告 40日車	 10日車 80日車
運送法第23条の5第2項	運行管理者に対する権限付与違反	10日車	20日車
運送法第23条の5第3項	運行管理者の助言の未尊重	警告	10日車
運送法第25条	運転者の制限違反	80日車	160日車
運送法第27条第3項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反		
運輸規則第2条第2項	一般準則（公平かつ懇切な取扱い）違反	警告	10日車
運輸規則第2条第3項	一般準則（職務遂行の指導、措置）違反	警告	10日車
運輸規則第3条第1項	苦情申出者に対する弁明義務違反	警告	10日車

運輸規則第3条第2項	苦情処理の記録、保存義務違反 1　記録なし 2　記載事項の不備 3　記録の改ざん・不実記載 4　記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし	 警告 警告 60日車 警告 10日車	 10日車 10日車 120日車 10日車 20日車
運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の掲示義務違反	警告	10日車
運輸規則第8条	乗車券の発行及び記載事項違反	勧告	警告
運輸規則第9条第1項	運賃の払戻し義務違反	勧告	警告
運輸規則第9条第2項	無効乗車券の引換又は運賃払戻しの公示義務違反	勧告	警告
運輸規則第9条第3項	運送中断の際の取扱い義務違反	勧告	警告
運輸規則第11条	荷物切符の交付、荷物切符による貨物の引き渡し義務違反	勧告	警告
運輸規則第12条	早発の禁止違反	勧告	警告
運輸規則第14条第1項	危険物の輸送制限違反（旅客運送に付随するもの）	10日車	20日車
運輸規則第14条第2項	危険物の輸送制限違反（上記以外のもの）	10日車	20日車
運輸規則第15条	車掌の乗務義務違反	警告	10日車
運輸規則第16条	遅延の掲示義務違反	勧告	警告
運輸規則第17条	事故に関する掲示義務違反	勧告	警告
運輸規則第18条第1項	事故の場合の旅客に対する措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第18条第2項	事故の場合の貨物に対する措置義務違反	勧告	警告
運輸規則第19条	事故の場合の死傷者の措置義務違反	60日車	120日車
運輸規則第19条の2	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」（平成17年国土交通省告示第503号）による損害賠償責任保険（共済）締結義務違反 ①一部の車両が未締結又は不適合 ②全ての車両が未締結又は不適合	 10日車 20日車	 20日車 40日車
運輸規則第20条	異常気象時における措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準 」（ 平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。）に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切 ②未設定 2　乗務時間等告示の遵守違反（注1） ①各事項の未遵守計5件以下 ②各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③各事項の未遵守計16件以上（注2）	 警告 10日車 警告 10日車 20日車	 10日車 20日車 10日車 20日車 40日車

（注1）

4週間を平均した1週間当たりの拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり処分日車数を算出し、上記の処分日車数に合算する。

①　各事項の未遵守計1件	10日車	20日車
②　各事項の未遵守計2件以上	20日車	40日車

（注2）

	通達本文4.（1）②ハに該当するものを除く。		
運輸規則第21条第2項	営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反		
	①未整備	30日車	60日車
	②管理、保守不適切	警告	10日車
運輸規則第21条第3項	営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反		
	1　睡眠施設の整備又は確保違反		
	①未整備・未確保5件以下	10日車	20日車
	②未整備・未確保6件以上	20日車	40日車
	2　管理、保守不適切（注）	警告	10日車
	（注） 睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保守義務については、ホテルを利用するなど睡眠に適した施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。		
運輸規則第21条第4項	酒酔い・酒気帯び乗務	100日車	200日車
運輸規則第21条第5項	1　疾病、疲労等のおそれのある乗務（注）		
	①未受診者1名	警告	10日車
	②未受診者2名	20日車	40日車
	②未受診者3名以上	40日車	80日車
	2　疾病、疲労等による乗務	80日車	160日車
	3　薬物等使用乗務	100日車	200日車
	（注） 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。		
運輸規則第21条第6項	交替運転者の配置義務違反		
	①未配置5件以下	10日車	20日車
	②未配置6件以上	20日車	40日車
運輸規則第21条第7項	乗務員の体調悪化時等における措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第21条の2	運行に関する状況把握等のための体制の整備違反	10日車	20日車
運輸規則第24条 第1項、第2項	点呼の実施義務違反（注1）（点呼が必要な回数100回に対して）		
	1 未実施		
	①未実施19件以下	警告	10日車
	②未実施20件以上49件以下	10日車	20日車
	③未実施50件以上（注2）	20日車	40日車
	2 不適切		
	①一部実施不適切	警告	10日車
	②全て実施不適切	10日車	20日車
	（注1） ・補助者の要件を満たしていない者が実施した場合は、点呼未実施とする。 ・運行管理者、補助者の自己による点呼は、点呼未実施とする。 ・点呼を対面によらず電話その他の方法で実施（運行上やむ得ない場合を除く。）した場合は点呼未実施とする。 ・「実施不適切」は実施事項に不備がある場合をいう。 ・未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 （注2） 通達本文4.（1）②ニに該当するものを除く。		
運輸規則第24条第4項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし（注）	60日車	120日車
	（注） 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。		
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反（注）	20日車	40日車
	（注） 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。		

運輸規則第24条第5項	点呼の記録義務違反		
	1　記録		
	①一部記録なし	警告	10日車
	②全て記録なし	30日車	60日車
	2　記載事項の不備	警告	10日車
	3　記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車
	4　記録の保存		
	①一部保存なし	警告	10日車
	②全て保存なし	30日車	60日車
運輸規則第25条第1項、第4項	乗務等の記録義務違反		
	1　記録（30乗務に対して）		
	①記録なし5件以下	警告	10日車
	②記録なし6件以上（全て記録なしを除く。）	10日車	20日車
	③全て記録なし	30日車	60日車
	2　記録事項の不備	警告	10日車
	3　記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車
	4　記録の保存		
	①一部保存なし	警告	10日車
	②全て保存なし	30日車	60日車
運輸規則第26条第1項	運行記録計による記録義務違反		
	1　記録（運行記録計による記録が必要な30乗務に対して）		
	①記録なし5件以下	警告	10日車
	②記録なし6件以上（全て記録なしを除く。）	10日車	20日車
	③全て記録なし	30日車	60日車
	2　記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車
	3　記録の保存		
	①一部保存なし	警告	10日車
	②全て保存なし	30日車	60日車
運輸規則第26条の2	事故の記録義務違反		
	1　記録		
	①記録なし2件以下	警告	10日車
	②記録なし3件以上	10日車	20日車
	2　記録事項の不備	警告	10日車
	3　記録の保存義務違反	警告	10日車
運輸規則第27条第1項	運転基準図の作成、運転者への指導義務違反		
	1　作成		
	①一部作成なし	警告	10日車
	②全て作成なし	10日車	20日車
	2　営業所への備付け	警告	10日車
	3　記載事項の不備	警告	10日車
	4　運転者への指導		
	①一部未実施	警告	10日車
	②大部分未実施	10日車	20日車
運輸規則第27条第2項	運行表の作成、運転者の携行義務違反		
	1　作成		
	①一部作成なし	警告	10日車
	②全て作成なし	10日車	20日車
	2　運行表の携行		
	①一部携行なし	警告	10日車
	②全て携行なし	20日車	40日車
	3　記載事項の不備	警告	10日車
運輸規則第35条	運転者の選任数に関する義務違反	警告	10日車
運輸規則第36条第1項	日雇い運転者等の選任禁止違反		
	①選任5名以下	10日車	20日車
	②選任6名以上	20日車	40日車
運輸規則第37条第1項	乗務員台帳の作成、備付け義務違反		
	1　作成		
	①5名以下作成なし（全て作成なしを除く。）	警告	10日車

	②6名以上作成なし（全て作成なしを除く。） ③全て作成なし 2　記載事項等の不備	10日車 20日車 警告	20日車 40日車 10日車
運輸規則第37条第2項	乗務員台帳の保存義務違反	警告	10日車
運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。）による運転者に対する指導監督義務違反 1　「2」「3」以外の違反（注1） ①一部不適切 ②大部分不適切	 警告 10日車	 10日車 20日車
	2　最高速度違反行為（下命又は容認に係るものを除く。）に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの（注2）	別紙1	
	3　駐停車違反（駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。）、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（以下「放置駐車違反」という。）等運転者の道路交通法違反（2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反を除く。）に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの（注2）	別紙2	
	（注1） 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。 （注2） 通達本文3.（3）の規定により、別途個別に処分するものとする。		
運輸規則第38条第2項	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反 1　記録 ①　一部記録なし又は記録の一部保存なし ②　全て記録なし又は記録の全部保存なし 2　記載事項等の不備 3　記録の改ざん・不実記載 運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反 1　特別な指導の実施状況（注） ①一部不適切 ②大部分不適切 2　適性診断の受診状況 ①受診なし1名 ②受診なし2名以上	 警告 40日車 警告 60日車 警告 10日車 警告 10日車	 10日車 80日車 10日車 120日車 10日車 20日車 10日車 20日車
	（注） 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。		
運輸規則第38条第3項	車掌に対する指導監督義務違反	警告	10日車
運輸規則第38条第4項	非常用信号用具等取扱指導義務違反	勧告	警告
運輸規則第38条第5項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第5項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」（平成18年国土交通省告示第1088号。）による全従業員に対する指導監督義務違反	警告	10日車
運輸規則第41条	乗務員服務規律制定義務違反	警告	10日車
運輸規則第42条第1項	事業用自動車内の運転者氏名等掲示義務違反	警告	10日車

運輸規則第42条第2項	物品の持込制限及び禁止行為に関する事項の掲示義務違反	勧告	警告
運輸規則第42条第3項	禁煙表示の掲示義務違反	勧告	警告
運輸規則第42条第4項	停留所又は乗降地点の名称の掲示義務違反	勧告	警告
運輸規則第43条第1項	応急用器具等の備付義務違反	勧告	警告
運輸規則第43条第2項	非常用信号用具の備付義務違反	勧告	警告
運輸規則第44条	車両の清潔保持義務違反	勧告	警告
運輸規則第45条	点検整備関係義務違反		
（道路運送車両法（以下「車両法」という。）第40条から第43条まで、第47条）	整備不良車両		
	1　整備不良のもの（当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。）	10日車×違反車両数	20日車×違反車両数
	2　不正改造のもの	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数
	3　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数
（車両法第47条の2）	日常点検の未実施（1台の車両の1月の未実施回数）		
	①未実施回数5回以下	警告	3日車×違反車両数
	②未実施回数6回以上14回以下	3日車×違反車両数	6日車×違反車両数
	③未実施回数15回以上	5日車×違反車両数	10日車×違反車両数
（車両法第48条）	定期点検整備等の未実施		
	1　定期点検整備等の未実施（注1）（注3）（1台の車両の1年間の未実施回数）		
	①未実施1回	警告	5日車×違反車両数
	②未実施2回	5日車×違反車両数	10日車×違反車両数
	③未実施3回以上	10日車×違反車両数	20日車×違反車両数
	2　12月点検整備の未実施（注2）（注3）	10日車×違反車両数	20日車×違反車両数
	3　全ての車両について定期点検整備が全て未実施	通達本文4.（1）②ホ及び5.（1）③による	
	（注1） 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 （注2） 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 （注3） 3 に該当する場合を除く。		
（車両法第49条）	点検整備記録簿等の記載義務違反等		
	1　未記載（1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回に1枚の記録簿）		
	①未記載3枚以下	警告	3日車×違反車両数
	②未記載4枚	3日車×違反車両数	6日車×違反車両数
	2　記載不適切	警告	10日車
	3　記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車
	4　記録の保存（1台の1年間の定期点検等を対象とし、1につき1枚の記録簿）		
	①保存なし3枚以下	警告	3日車×違反車両数
	②保存なし4枚	3日車×違反車両数	6日車×違反車両数
（車両法第50条第1項）	整備管理者の選任義務違反		
	整備管理者選任なし	通達本文4.（1）②へ及び5.（1）③による	
（車両法第50条第2項）	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車
（車両法第52条）	整備管理者選任(変更)の未届出、虚偽届出		
	1　未届出	警告	10日車

	2　虚偽届出	40日車	80日車
（車両法第53条）	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車
（車両法第58条第1項）	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数
（車両法第66条第1項）	自動車検査証の備付け	警告	10日車
運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車
運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	10日車
運輸規則第47条の8	法第78条第3号に係る自家用自動車の運行の管理義務違反	運輸規則第15条、第20条、第21条、第24条 第25条、第26条、第26条の2、第27条、 第37条、第38条、第43条第2項の処分基準 を適用する。	
運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	警告	10日車
運輸規則第48条の2第1項	運行管理規程の制定義務違反 ①不適切 ②未制定	 警告 20日車	 10日車 40日車
運輸規則第48条の3	運行管理者の指導監督義務違反（指導監督不適切）	10日車	20日車
運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習（特別講習）受講義務違反	20日車	40日車
	運行管理者の講習（一般講習）受講義務違反	10日車	20日車
運輸規則第69条	書類の適切管理義務違反 ①一種類の管理不適切 ②複数種類の管理不適切	 警告 20日車	 10日車 40日車
運送法第27条第4項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	60日車	通達本文5.（1）④へによる
運送法第29条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1　未届出 2　虚偽届出	 10日車 60日車	 20日車 120日車
運送法第29条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反	警告	10日車
運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車
運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1　営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用	 40日車×違反車両数	 80日車×違反車両数
	2　健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入（注1） ①未加入者1名 ②未加入者2名 ③未加入者3名以上	 警告 20日車 40日車	 10日車 40日車 80日車
	3　最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い（注2） ①一部の運転者への支払い ②全ての運転者への支払い	 10日車 20日車	 20日車 40日車
	4　運賃料金の適正収受違反等その他	警告	10日車

（注1）
「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。
また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。

（注2）
「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定（産業別）最低賃金額（両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額）をいう。

運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	警告	10日車
運送法第30条第4項	公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反	60日車	通達本文5.（1）④トによる
運送法第31条	事業の改善命令違反	60日車	通達本文5.（1）④チによる
運送法第33条第1項	名義貸し	通達本文4.（1）②ト及び5.（1）③による	
運送法第33条第2項	事業の貸渡し等	通達本文4.（1）②チ及び5.（1）③による	
運送法第35条第1項	無許可の事業の管理の受委託	60日車	120日車
運送法第36条第1項、第2項	事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車
運送法第37条第1項	無認可の事業の相続	10日車	20日車
運送法第38条第1項	事業の休廃止届出違反 1　未届出 2　虚偽届	 警告 40日車	 10日車 80日車
運送法第38条第2項	事業の休廃止届出違反 1　未届出 2　虚偽届	 20日車 40日車	 40日車 80日車
運送法第38条第3項（第15条の2第5項準用）	事業の休廃止に係る休廃止の日の繰り上げ事前届出違反	20日車	40日車
運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の掲示義務違反	警告	10日車
運送法第40条	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	通達本文5.（1）②による	
運送法第41条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	通達本文5.（1）②による	
運送法第41条第3項	封印の取付け義務違反	10日車	20日車
運送法第43条第1項	無許可経営	通達本文4.（1）②イ及び5.（1）③による	
運送法第43条第6項	運賃・料金の届出違反（設定・変更）	20日車	40日車
運送法第43条第7項	事業実施方法の変更命令違反	60日車	許可の取消（注）
	（注） 行政処分を受けた日から3年以内に命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合		
運送法第43条第8項	事業管理の委託・事業休止・事業廃止届出違反 事業管理の委託・事業休止に関する変更届出違反 1　未届出 2　虚偽届	 警告 40日車	 10日車 80日車
運送法第43条第10項	事業の譲渡・合併・分割・相続による事業継承届出違反 1　未届出 2　虚偽届	 警告 40日車	 10日車 80日車
運送法第43条の4第3項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車
運送法第43条の5第2項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車
運送法第82条第2項	荷主への不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車
運送法第84条第1項	運送命令違反	60日車	通達本文5.（1）④リによる
運送法第86条第1項	許可等の条件又は期限違反 1　健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入（注）		

	①未加入者1名 ②未加入者2名 ③未加入者3名以上 ２ その他の条件又は期限違反	警告 20日車 40日車 20日車	10日車 40日車 80日車 40日車
	（注） 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。		
運送法第94条第1項	報告義務違反 １ 未報告 ２ 虚偽の報告	 警告 60日車	 10日車 120日車
運送法第94条第4項	検査拒否、虚偽の陳述等	通達本文4.（1）②リ及び5.（1）③による	
運送法第95条	自動車に関する表示義務違反	警告	10日車
道路運送法施行規則 第66条第1項	届出義務違反		
第1号	運輸開始の届出	勧告	警告
第2号	事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出	勧告	警告
第3号	死亡届出	勧告	―
第4号	休止事業の再開の届出	勧告	警告
第5号	命令を実施した届出	勧告	警告
第6号	休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出	勧告	警告
第7号	氏名若しくは名称又は住所の変更届出	勧告	警告
第8号	法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出	勧告	警告
第9号	運送需要者の氏名・名称・住所の変更届出	勧告	警告

別紙1

最高速度違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1．違反適用条項
　運輸規則第38条第1項

2．行政処分等の対象
　最高速度違反行為について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者（当該違反行為を命じ、又は容認していたとして道路交通法通知等があった事業者を除く。）を対象とする。
(a) 道路交通法第22条の2第2項の規定による協議
(b) 道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による意見聴取
(c) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3．行政処分等の量定

初違反	再違反		
	2回目	3回目	4回目以上
警告	10日車	20日車	40日車

4．行政処分等の基準の適用
① 2．(a)の協議又は2．(b)の意見聴取があった場合には、その違反事実があった日から過去3年以内において、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所にあっては、文書による警告を行うものとする。
　また、2．(a)の協議及び2．(b)の意見聴取がなく、2．(c)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。
　ただし、大幅な最高速度違反行為（超過速度が30km/h以上（高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上）のものをいう。以下同じ。）について、2．(a)から(c)までの道路交通法通知等の件数が3件に達した場合にあっては、3．の再違反の基準を適用するものとする。
② 最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行った日の翌日から起算して3年以内に、2．により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、3．の「行政処分等の量定」により先の行政処分等に当たり適用した回数の次の回数の量定を適用して処分するものとする。
　ただし、この場合、大型車両（乗車定員が30人以上のものをいう。）にあっては、1つの最高速度違反を1．5件として計算するものとする。

(ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合
　（ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車（予備車両の車両数を除く。(イ)において同じ。）が存する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。）

(イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年間において5件に達した場合
　（ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。）

③ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について（平成25年9月17日付け国自安第140号、国自旅第220号、国自整第164号）Ⅰ1．(3)の規定を準用する。

別紙2

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為
に係る行政処分等の取扱いについて

1．適用条項
運輸規則第38条第1項

2．行政処分等の対象
駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反（過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、最高速度違反又は救護義務違反を除く。）について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。

(a) 道路交通法第75条第3項の規定による意見聴取
(b) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3．行政処分等の量定

初違反	2回目以
警告	10日車

4．行政処分等の基準の適用
① 2．(a)の意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去1年以内において、2．の道路交通法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあっては、文書による警告を行うものとする。
また、2．(a)の意見聴取がなく、2．(b)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該違反件数（複数の違反について都道府県公安委員会から1通の通知書により通知があった場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。②において同じ。）が3件（「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。）に達した場合に文書による警告を行うものとする。

② 2．の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の車両の2．による違反件数の総和が、10件（「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。）に達した場合には、3．による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車（予備車両を除く。）が存する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の10％に相当する件数に達した場合とする。

③ 放置駐車違反で道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両の使用制限処分を運送法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。

④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を3件として取り扱うものとする。

⑤ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者のの法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」（平成25年9月17日付け国自安第140号、国自旅第220号、国自整第164号）Ⅰ1．(3)の規定を準用する。